

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

### 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

#### 居宅介護支援費

### 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	所要時間が20分から起算して25分を補うことに+55単位(115単位を限度)	× 200 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100	深夜の場合 + 50 / 100	特定事業所加算 ( ) + 20 / 100	特定事業所加算 ( ) + 10 / 100	特定事業所加算 ( ) + 3 / 100	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
	(2) 20分以上30分未満 (244単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (387単位)											
	(4) 1時間以上 (567単位に30分を補うことに+82単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)											
	(2) 45分以上 (220単位)											
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)											

ニ 初回加算	(1回につき + 200単位)
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ( ) (1回につき + 100単位) (2) 生活機能向上連携加算 ( ) (1回につき + 200単位)
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50単位(1月に1回を限度))
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき + 3単位) (2) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき + 4単位)

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき + 所定単位数 × 2.15 / 100.0)	注 所定単位数は、イからトまでの算定した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき + 所定単位数 × 2.24 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき + 所定単位数 × 1.82 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき + 所定単位数 × 1.95 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき + 所定単位数 × 2.17 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき + 所定単位数 × 2.08 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき + 所定単位数 × 1.87 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき + 所定単位数 × 1.86 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき + 所定単位数 × 1.83 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき + 所定単位数 × 1.81 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき + 所定単位数 × 1.78 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき + 所定単位数 × 1.76 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

業務継続計画未認定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき +3単位)	(2) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき +4単位)
-------------	--------------------------------	--------------------------------

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ( ) (1回につき +44単位)	(2) サービス提供体制強化加算 ( ) (1回につき +36単位)	(3) サービス提供体制強化加算 ( ) (1回につき +12単位)
----------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

イ 介護職員等処遇改善加算	1) 介護職員等処遇改善加算 (1) (1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	2) 介護職員等処遇改善加算 (2) (1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0)	
	3) 介護職員等処遇改善加算 (3) (1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0)	
	4) 介護職員等処遇改善加算 (4) (1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0)	
	一) の介護職員等処遇改善加算 (1) (1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0)	
	二) の介護職員等処遇改善加算 (2) (1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0)	
	三) の介護職員等処遇改善加算 (3) (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0)	
	四) の介護職員等処遇改善加算 (4) (1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0)	
	五) の介護職員等処遇改善加算 (5) (1月につき +所定単位数 × 73 / 100.0)	
	六) の介護職員等処遇改善加算 (6) (1月につき +所定単位数 × 67 / 100.0)	
	七) の介護職員等処遇改善加算 (7) (1月につき +所定単位数 × 53 / 100.0)	
	八) の介護職員等処遇改善加算 (8) (1月につき +所定単位数 × 47 / 100.0)	
	九) の介護職員等処遇改善加算 (9) (1月につき +所定単位数 × 33 / 100.0)	
	十) の介護職員等処遇改善加算 (10) (1月につき +所定単位数 × 17 / 100.0)	

注：特別地域訪問入浴介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目  
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算( )については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数 × /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数 × /100

3 訪問看護費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護職の 場合																	
イ 指定訪問看護 ステーションの場合																		
1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能																		
2) 30分未満																		
3) 30分以上1時間未満																		
4) 1時間以上1時間30分未満																		
5) 理学療法士、作業療法士又は前掲職従事者の場合 1日に2回を超えて実施する場合は10/100																		
ロ 病院又は診療所 の場合																		
1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能																		
2) 30分未満																		
3) 30分以上1時間未満																		
4) 1時間以上1時間30分未満																		
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 1.111単位) x 98/100																		
二 初回加算																		
イ 初回加算																		
ロ 初回加算																		
ホ 遠隔時共同指導加算																		
ヘ 看護・介護職員連携強化加算																		
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)																		
チ 行政連携強化加算																		
サービス提供体制 強化加算																		
1) イ及びロを算定する場合																		
2) ハを算定する場合																		

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 313 単位	-1 / 100	-1 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1日につき + 200 単位	リハビリテーションマニピュレーション(山) 1月につき + 118 単位 リハビリテーションマニピュレーション(谷) 1月につき + 113 単位	事業所の医師が在宅利用者又はその家族に対して説明し、同意書の同意を提出し、同意書の日から3日以内の期間に1日につき + 270 単位	1日につき + 118 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の期間の日から3日以内の期間に1日につき)	1日につき + 113 単位 (前掲(イ)又は(ロ)の期間の日から3日以内の期間に1日につき)	1回につき + 8 単位 在宅に行われていない医療機関の医師からの情報提供があった利用者の場合は算定しない。
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 遠隔診察回診加算		1回につき 10 単位を加算												
ハ 移行支援加算		(1日につき 17 単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 6 単位) (2) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 3 単位)												

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 算定単位(算定基準)については令和3年3月1日付の通知を参照。

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月4回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費( (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.43 単位)	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	(2) 居宅療養管理指導費(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居者等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.13 単位)				
	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.13 単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月1回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (3.13 単位)	+ 100 単位			在宅特別な薬剤が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に關する必要な薬学的管理指導を行った場合 在宅利用居宅療養管理指導料加算 在宅中心の療養管理指導加算 + 250 単位 + 150 単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (3.13 単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (4.13 単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.13 単位)	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.13 単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.13 単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.13 単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.13 単位)					

ハ(1)～(3)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮痛注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ニについて、計画的な管理を行うこと(1)医師が、当該利用者の急性性管理(1)に併せて併発の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間において、また(1)回を限度として算定できる。  
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。









基本部分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本部分 1. 賃料 2. 管理費 3. 修繕費 4. 雑費 5. 燃料費 6. 水電費 7. 広告費 8. 雑損費 9. 雑給費 10. 雑買費 11. 雑賃借料 12. 雑賃借料 13. 雑賃借料 14. 雑賃借料 15. 雑賃借料 16. 雑賃借料 17. 雑賃借料 18. 雑賃借料 19. 雑賃借料 20. 雑賃借料	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位	2659 単位

八. 賃料(基本部分)の標準的算定(1) 賃料の算定

ニ. 移行支援加算  
(1日につき、1.2単位を加算)

ホ. サービス提供体制強化加算  
(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき、2単位を加算)  
(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき、1.5単位を加算)  
(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき、1.5単位を加算)

1. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
2. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
3. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
4. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
5. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
6. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
7. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
8. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
9. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
10. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
11. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
12. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
13. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
14. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
15. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
16. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
17. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
18. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
19. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
20. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
21. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
22. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
23. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
24. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
25. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
26. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
27. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
28. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
29. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位
30. 介護職員配置改善加算 (1日につき、0.5単位を加算)	0.5 単位

対象施設は、イからホまで(人)算定)と算定数の合計

※施設長又は技術者の発生を理由とする利用者数算定が一定以上発生している場合、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に過剰(ハバ)シェアを行う場合、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員配置改善加算」は、支給対象外となる。算定項目の算定方法は、支給対象外となる。算定項目の算定方法は、支給対象外となる。算定項目の算定方法は、支給対象外となる。



9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
項目	内容	単位数	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	750 単位	×17/110	×70/110	×70/110	-1/110	-1/110	-1/110	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	1日につき 24 単位	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	750 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																	
介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	750 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	750 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費	850 単位																		
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	1時間以上4時間未満	664 単位																		
	4時間以上8時間未満	927 単位																		
注 特別療養費																				
注 療養体制維持特別加算	一 療養体制維持特別加算	1日につき 2.7 単位を加算																		
	二 療養体制維持特別加算	1日につき 3.7 単位を加算																		
(4) 総合学習管理加算	(利用中に1日を限度に、1日につき2.1 単位を加算)																			
(5) 比較連携強化加算	(1日につき 3.8 単位を加算(1日に3回を限度))																			
(6) 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算(1日に3回を限度))																			
(7) 認知症専門ケア加算	一 認知症専門ケア加算	1日につき 2 単位を加算																		
	二 認知症専門ケア加算	1日につき 4 単位を加算																		
(8) 緊急時施設療養費	一 緊急時施設療養費	緊急時施設療養費																		
	二 緊急時施設療養費	緊急時施設療養費																		
(9) 生産性向上推進体制加算	一 生産性向上推進体制加算	1月につき 19.8 単位を加算																		
	二 生産性向上推進体制加算	1月につき 1.8 単位を加算																		
(10) サービス提供体制強化加算	一 サービス提供体制強化加算	1日につき 2.8 単位を加算																		
	二 サービス提供体制強化加算	1日につき 1.8 単位を加算																		
	三 サービス提供体制強化加算	1日につき 8 単位を加算																		
特別療養費、と緊急時施設療養費、 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給開始年度の対象外の算定項目																				
身体拘束禁止実施加算については令和7年4月1日から適用する。																				
施設維持計画未定実施加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための目的の達成及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。																				



八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	① 診療所短期入所療養介護費 (1)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 705 単位 要介護2 756 単位 要介護3 806 単位 要介護4 857 単位 要介護5 908 単位	×70/100											
		b 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 732 単位 要介護2 786 単位 要介護3 839 単位 要介護4 893 単位 要介護5 946 単位												
		c 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 773 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位 要介護6 913 単位												
		d 診療所短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 864 単位 要介護2 916 単位 要介護3 965 単位 要介護4 1,016 単位 要介護5 847 単位												
		e 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 901 単位 要介護2 954 単位 要介護3 1,006 単位 要介護4 1,059 単位 要介護5 835 単位												
		f 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 888 単位 要介護2 941 単位 要介護3 992 単位 要介護4 1,045 単位 要介護5 624 単位												
		② 診療所短期入所療養介護費 (2)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>											要介護1 670 単位 要介護2 715 単位 要介護3 762 単位 要介護4 807 単位 要介護5 734 単位	
			b 診療所短期入所療養介護費 ( ) <多床室>											要介護1 779 単位 要介護2 825 単位 要介護3 871 単位 要介護4 917 単位 要介護5 835 単位	
			(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)											① ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	要介護1 887 単位 要介護2 937 単位 要介護3 988 単位 要介護4 1,039 単位 要介護5 864 単位
														② ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 854 単位
	③ ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>													要介護1 907 単位 要介護2 959 単位 要介護3 1,010 単位 要介護4 1,062 単位 要介護5 854 単位	
	④ 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室的多床室>													要介護1 887 単位 要介護2 937 単位 要介護3 988 単位 要介護4 1,039 単位 要介護5 854 単位	
	⑤ 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>													要介護1 918 単位 要介護2 970 単位 要介護3 1,022 単位 要介護4 1,076 単位 要介護5 854 単位	
	⑥ 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 907 単位 要介護2 959 単位 要介護3 1,010 単位 要介護4 1,062 単位 要介護5 854 単位													
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	① 3時間以上4時間未満 684 単位 ② 4時間以上6時間未満 946 単位 ③ 6時間以上8時間未満 1,316 単位	×97/100												
	(4) 口腔嚥下強化加算	(1回につき 10単位を加算(1月に10回を限度))													
	(5) 療養加算	(1回につき 4単位を加算(1月に10回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算) ② 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)														
(7) 特定診療費															
(8) 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 100単位を加算) ② 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 100単位を加算)														
(9) サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 12単位を加算) ② サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算) ③ サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)														
① 介護職員等処遇改善加算 (1)	介護職員等処遇改善加算 (1) (1)	1日につき 所定単位数 × 1.1 / 1.0 (1)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (2)	1日につき 所定単位数 × 1.2 / 1.0 (2)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (3)	1日につき 所定単位数 × 1.3 / 1.0 (3)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (4)	1日につき 所定単位数 × 1.4 / 1.0 (4)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (5)	1日につき 所定単位数 × 1.5 / 1.0 (5)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (6)	1日につき 所定単位数 × 1.6 / 1.0 (6)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (7)	1日につき 所定単位数 × 1.7 / 1.0 (7)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (8)	1日につき 所定単位数 × 1.8 / 1.0 (8)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (9)	1日につき 所定単位数 × 1.9 / 1.0 (9)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (10)	1日につき 所定単位数 × 2.0 / 1.0 (10)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (11)	1日につき 所定単位数 × 2.1 / 1.0 (11)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (12)	1日につき 所定単位数 × 2.2 / 1.0 (12)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (13)	1日につき 所定単位数 × 2.3 / 1.0 (13)													
	介護職員等処遇改善加算 (1) (14)	1日につき 所定単位数 × 2.4 / 1.0 (14)													
② 介護職員等処遇改善加算 (2)	1日につき 所定単位数 × 1.1 / 1.0 (1)														
③ 介護職員等処遇改善加算 (3)	1日につき 所定単位数 × 1.2 / 1.0 (2)														
④ 介護職員等処遇改善加算 (4)	1日につき 所定単位数 × 1.3 / 1.0 (3)														
⑤ 介護職員等処遇改善加算 (5)	1日につき 所定単位数 × 1.4 / 1.0 (4)														
⑥ 介護職員等処遇改善加算 (6)	1日につき 所定単位数 × 1.5 / 1.0 (5)														
⑦ 介護職員等処遇改善加算 (7)	1日につき 所定単位数 × 1.6 / 1.0 (6)														
⑧ 介護職員等処遇改善加算 (8)	1日につき 所定単位数 × 1.7 / 1.0 (7)														
⑨ 介護職員等処遇改善加算 (9)	1日につき 所定単位数 × 1.8 / 1.0 (8)														
⑩ 介護職員等処遇改善加算 (10)	1日につき 所定単位数 × 1.9 / 1.0 (9)														
⑪ 介護職員等処遇改善加算 (11)	1日につき 所定単位数 × 2.0 / 1.0 (10)														
⑫ 介護職員等処遇改善加算 (12)	1日につき 所定単位数 × 2.1 / 1.0 (11)														
⑬ 介護職員等処遇改善加算 (13)	1日につき 所定単位数 × 2.2 / 1.0 (12)														
⑭ 介護職員等処遇改善加算 (14)	1日につき 所定単位数 × 2.3 / 1.0 (13)														
⑮ 介護職員等処遇改善加算 (15)	1日につき 所定単位数 × 2.4 / 1.0 (14)														

特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の見算項目

身体拘束禁止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。  
業務継続計画未定実施加算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの間適用しない。  
介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月1日から算定可能。

ホ 介護施設における短期入所療養介護費

Table with multiple columns for facility type, room type, and various fees. The table includes sections for '11 特別介護療養型医療施設' and '12 特別介護療養型医療施設（認知症）' with detailed sub-rows for different care levels and services. The bottom portion of the table is highlighted in yellow.

特別介護療養型医療施設... 特別介護療養型医療施設... 特別介護療養型医療施設... 特別介護療養型医療施設... 特別介護療養型医療施設...



指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造  
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費( )	(一) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 1,086単位 )	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 200単位
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 544単位 )								
			要介護3・4・5 ( 704単位 )								
		(三) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 326単位 )								
			要介護3・4・5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費( )	(一) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 1,086単位 )								
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 527単位 )								
			要介護3・4・5 ( 683単位 )								
		(三) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 316単位 )								
			要介護3・4・5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算( ) (1月につき + 519単位)										
	(2) 特定事業所加算( ) (1月につき + 421単位)										
	(3) 特定事業所加算( ) (1月につき + 323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算( ) (1月につき + 250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算( ) (1月につき + 200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算( )イ (+ 450単位)										
	(2) 退院・退所加算( )ロ (+ 600単位)										
	(3) 退院・退所加算( )イ (+ 600単位)										
	(4) 退院・退所加算( )ロ (+ 750単位)										
	(5) 退院・退所加算( ) (+ 900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)									

居宅介護支援費( )については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。  
居宅介護支援費( )については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。  
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。







注 特別修費		
注 療養体制維持特別加算	1 療養体制維持特別加算( ) (1)月につき 27単位を加算 2 療養体制維持特別加算( ) (1)月につき 37単位を加算	
ハ 初期加算	(1) 初期加算( ) (1)月につき 43単位を加算 (2) 初期加算( ) (1)月につき 33単位を加算	
ロ 遠隔時等支援増進加算( 2 )	(1)月につき 31単位を限度として13単位を加算	注 対象年度の基準を満たさない場合は、算定しない。
ハ 人員採用促進増進加算( 2 )	(1)月につき 13単位を限度として13単位を加算	注 対象年度の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 人員前後訪問増進加算( ) ( 2 )	在宅強化以外の場合 (1)月につき 433単位を加算 在宅強化以外の場合 (1)月につき 433単位を加算	注 人員前から人員着の自宅等を利用して遠隔を念頭にいた施設サービス計画の策定及び研修方針の策定を行った場合に算定
ヘ 人員前後訪問増進加算( ) ( 2 )	在宅強化以外の場合 (1)月につき 433単位を加算 在宅強化以外の場合 (1)月につき 433単位を加算	注 人員前から人員着の自宅等を利用して遠隔を念頭にいた施設サービス計画の策定及び研修方針の策定を行うことに加え、生活機能の回復目標及び遠隔後もあつち切れない支援計画を作成した場合に算定
ロ 遠隔時等支援増進加算( 2 )	(1) 旅行の遠隔時増進加算 (433単位) 2 遠隔時情報提供加算 (313単位) 3 遠隔時情報提供加算( ) (313単位) (二) 遠隔時情報提供加算 ( ) (313単位) (三) 人員前後訪問加算( ) (433単位) (四) 人員前後訪問加算( ) (433単位) (五) 訪問看護支援加算 (人員数×1につき13単位を限度として13単位を加算)	注 人員期間が1日を超える人員着が試行的に遠隔する場合には、当該人員着及びその施設等に対して遠隔後の療養上の措置を行った場合 注 在宅等に遠隔した場合に、人員着の生活状態等に対して、当該人員着の診察情報、心身状況、生活状態等の情報を提供した場合 注 遠隔後退療養機関に人員着した場合に、当該退療養機関に対して、人員着の心身状況、生活状態等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と人員着から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ハ 能力向上増進増進加算	(1) 研修・研修を行う体制を常態化し、緊急時に人員を受け入れる体制を確立している能力向上増進加算 (1)月につき 53単位を加算 (2) 上記以外の能力向上増進機関に使用している場合 (1)月につき 53単位を加算	注 令和7年3月31日までの間は13単位を算定
イ 実習でマスタリクシオ増進加算	(1)月につき 33単位を加算	注 対象年度の基準を満たさない場合は、算定しない。
ロ 窓口事務加算( 2 )	(1)月につき 23単位を加算	注 対象年度の基準を満たさない場合は、算定しない。
ハ 窓口事務加算( 2 )	(1) 窓口事務加算( ) (1)月につき 433単位を加算 (2) 窓口事務加算( ) (1)月につき 333単位を加算	注 対象年度の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 窓口事務加算、後算定していない場合は、算定しない。
ハ 口腔衛生管理加算( 2 )	(1) 口腔衛生管理加算( ) (1)月につき 333単位を加算 (2) 口腔衛生管理加算( ) (1)月につき 133単位を加算	注 歯科医師の臨床を受けも受けた歯科衛生士が、人員着に対し、口腔ケアも月3回以上行い、当該人員着は65歳未満で、介護職員に対し、具体的な指導の取組及び研修を行った場合
ロ 療養加算	(1)月につき 3単位を加算(1)日につき2日を超えて)	
ロ 在宅療養支援増進加算	療養支援増進(1)日につき 13単位を加算	
ロ かかりつけ医療連携推進加算( 2 )	(1) かかりつけ医療連携推進加算( ) (人員数×1につき13単位を限度として13単位を加算) 2 かかりつけ医療連携推進加算( ) (人員数×1につき13単位を限度として13単位を加算) (2) かかりつけ医療連携推進加算( ) (人員数×1につき13単位を限度として13単位を加算) (3) かかりつけ医療連携推進加算( ) (人員数×1につき13単位を限度として13単位を加算)	
ハ 緊急時対応修費	1 緊急時対応修費 療養支援以外の場合 (1)月につき133単位を限度として133単位を算定 療養支援の場合 (1)月につき133単位を限度として133単位を算定 2) 特定治療	
ロ 所定休職後給付加算( 2 )	(1)所定休職後給付加算( ) (1)月につき133単位を算定 (2)所定休職後給付加算( ) (1)月につき133単位を算定	
ロ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算( ) (1)月につき 33単位を算定 (2)認知症専門ケア加算( ) (1)月につき 43単位を算定	
ロ 認知症チームケア推進加算	(1)認知症チームケア推進加算( ) (1)月につき 133単位を算定 (2)認知症チームケア推進加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
ハ 認知症行動・心理状態観察対応加算	療養支援以外の場合 (人員数/日×1) 1日につき133単位を算定 療養支援の場合 (人員数/日×1) 1日につき133単位を算定	
ロ HVC100システムマネジメント計画書情報加算( 2 )	(1) HVC100システムマネジメント計画書情報加算( ) (1)月につき 33単位を算定 (2) HVC100システムマネジメント計画書情報加算( ) (1)月につき 33単位を算定	
ロ 機能マスタリクシオ加算( 2 )	(1) 機能マスタリクシオ加算( ) (1)月につき 33単位を算定 (2) 機能マスタリクシオ加算( ) (1)月につき 33単位を算定	
ロ 研修サポート加算( 2 )	(1) 研修サポート加算( ) (1)月につき 133単位を算定 (2) 研修サポート加算( ) (1)月につき 133単位を算定 (3) 研修サポート加算( ) (1)月につき 233単位を算定	
ロ 臨床支援促進加算( 2 )	(1)月につき 133単位を算定	
ハ 科学的介護推進体制加算( 2 )	(1)科学的介護推進体制加算( ) (1)月につき 433単位を算定 (2)科学的介護推進体制加算( ) (1)月につき 433単位を算定	
ロ 安全対策増進加算( 2 )	(1)月につき 133単位を算定	
ロ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算( ) (1)月につき 133単位を算定 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算( ) (1)月につき 33単位を算定	
ロ 新興感染症等対応修費	(1)月につき 133単位を算定	
ハ 生涯性向上推進体制加算	(1)生涯性向上推進体制加算( ) (1)月につき 133単位を算定 (2)生涯性向上推進体制加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( ) (1)月につき 233単位を算定 (2) サービス提供体制強化加算( ) (1)月につき 133単位を算定 (3) サービス提供体制強化加算( ) (1)月につき 63単位を算定	

ロ 介護職員処遇改善加算	1 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	注 介護職員処遇改善加算(1)月につき433単位以上算定する場合の処遇改善加算は、算定しない。
	2 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	3 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	4 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	5 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	6 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	7 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	8 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	9 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	10 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	11 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	12 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	13 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	14 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	15 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	16 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	17 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	
	18 介護職員処遇改善加算( ) (1)月につき 133単位を算定	

※1～9については人員配置調整を使用する場合に、短期集中HVC100システムマネジメント計画書加算を適用しない。  
※10及び14は適用する場合に、( 2 )を適用しない。  
※12～18については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
※19～20については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。



注 外泊時費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的送付サービス費	入所者に対して居室における試行的送付を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 400単位)	
チ 退所時栄養情報連携加算 ( 2 )	(1月につき1回を限度として70単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算 ( 2 )	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 退所時指導等加算 ( 2 )	(一) 退所時指導加算	ア 退所前指導加算 (入所者1人中1又は2回を限度に、400単位を算定) イ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、400単位を算定) ウ 退所時指導加算 (退所後1回を限度に、400単位を算定) エ 退所時情報提供加算 (500単位) オ 退所時情報提供加算 (退所時情報提供加算) (250単位) カ 退所前連携加算 (500単位) 注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)
	ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算) 注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	ヲ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 10単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	リ 経口移行加算 ( 2 )	(1日につき 28単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ 経口維持加算 ( 2 )	(一) 経口維持加算 ( ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算 ( ) (1月につき 100単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口維持加算 ( ) を算定していない場合は、算定しない。	
ク 口腔衛生管理加算 ( 2 )	(一) 口腔衛生管理加算 ( ) (1月につき 30単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算 ( ) (1月につき 100単位を加算) 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
ケ 療養加算	(1回につき 5単位を加算(1日に3回を限度))	
シ 在宅復帰支援機能加算 ( 2 )	(1日につき 10単位を加算)	
ソ 特別診療費 ( 2 )		
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算 ( ) (1月につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算 ( ) (1月につき 120単位を加算)	
フ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算	
ヒ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 ( ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算 ( ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ク 排せつ支援加算 ( 2 )	(1) 排せつ支援加算 ( ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算 ( ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算 ( ) (1月につき 20単位を加算)	
ニ 自立支援促進加算 ( 2 )	(1月につき 200単位を加算)	
ノ 科学的介護推進体制加算 ( 2 )	(1) 科学的介護推進体制加算 ( ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算 ( ) (1月につき 60単位を加算)	
ヤ 安全対策体制加算 ( 2 )	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算 ( ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算 ( ) (1月につき 5単位を加算)	
ヤ 新興感染症施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として) 240単位を算定	
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 10単位を加算)	
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 8単位を加算)	
ウ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (二十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (三十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (四十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (五十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (六十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (七十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (八十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十五) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十六) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十七) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十八) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (九十九) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) (百) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき 47 / 1300) 注 認定率は、1ヵ月までに1回算定した単位数の合計	

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
八及び八を適用する場合には、( 2 )を適用しない。  
業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき、令和7年3月31日まで算定可)

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

### 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( )								
	(2) 認知症専門ケア加算( )								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )								
	(2) サービス提供体制強化加算( )								
	(3) サービス提供体制強化加算( )								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(2) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(3) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(4) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(一) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(二) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(三) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(四) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(五) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(六) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(七) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(八) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(九) 介護職員等処遇改善加算( )								
	(十) 介護職員等処遇改善加算( )								
(十一) 介護職員等処遇改善加算( )									
(十二) 介護職員等処遇改善加算( )									
(十三) 介護職員等処遇改善加算( )									
(十四) 介護職員等処遇改善加算( )									

注  
所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
 介護職員等処遇改善加算( )については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 + 単位 所定単位数 + 単位  
 - 単位 所定単位数 - 単位  
 × / 100 所定単位数 × / 100  
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100  
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービスの場合	(1) 25分未満 高圧酸素療法、20分以上の呼吸器又は看護補助による訪問を行った場合(算定不可)	(1) 1単位														
	(2) 25分未満	(1.5) 単位														
	(3) 30分以上1時間未満	(2.5) 単位														
	(4) 1時間以上1時間30分未満	(3.5) 単位														
	(5) 療養療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (日に1回を超えて実施する場合は1/1.5)	(1.5) 単位														
ロ 訪問又は訪問療養の場合	(1) 25分未満 高圧酸素療法、20分以上の呼吸器又は看護補助による訪問を行った場合(算定不可)	(1.5) 単位														
	(2) 25分未満	(1.5) 単位														
	(3) 30分以上1時間未満	(2.5) 単位														
	(4) 1時間以上1時間30分未満	(3.5) 単位														
イ 初回加算	(1) 回につき +3.0(単位)															
ロ 通院時共同療養加算	(1) 回につき +1.0(単位)															
ハ 看護体制強化加算	(1) 回につき +1.0(単位)															
ニ サービス提供体制強化加算	(1) 回につき +3.0(単位)															
ホ サービス提供体制強化加算	(1) 回につき +5.0(単位)															
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 回につき +3.0(単位)															

特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所(同一-建物)の利用者又はこれ以外の同一-建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入  
1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。  
実施要領(別添2)サービス提供体制強化加算(注)を参照してください。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーションの場合	訪問又は訪問療養の場合								
	介護老人保健施設の場合	(1) 回につき 2.0(単位)							
	介護療養病棟の場合								
ロ サービス提供体制強化加算	(1) 回につき +1.0(単位)								
ハ サービス提供体制強化加算	(1) 回につき +5.0(単位)								
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 回につき +3.0(単位)								

特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所(同一-建物)の利用者又はこれ以外の同一-建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入  
実施要領(別添2)サービス提供体制強化加算(注)を参照してください。



4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別介護予防費を除く 認定療養型介護施設 収容	注 特別介護予防費を除く 認定介護療養型医療 施設	注 介護施設等 収容 認定療養型介護施設 収容
イ 居間が行う場合 (月1回有償)	11) 介護予防居宅療養 管理指導費：) (2) 居間)	(一) 第一種施設住者1人に対して行う 場合 (1.1)単位)			
		(二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)			
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)				
	(一) 第一種施設住者4人以上に対して行う 場合 (1.1)単位)				
12) 介護予防居宅療養 (管理指導費)：) 認定療養型介護 施設又は特定生活 介護施設等認定 介護施設を認定す る場合)	(一) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)				
	(二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)			
ロ 個別居間が行う場合 (月1回有償)		11) 第一種施設住者1人に対して行う場合 (1.1)単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		12) 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 (1.1)単位)			
		13) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)			
ハ 居間が行う場合	11) 当該認定居間の 居間が行う場合 (月1回有償)	(一) 第一種施設住者1人に対して行う 場合 (1.1)単位)	注 特別な重荷の居間が行われている認定 介護施設又は特定生活介護施設等認定 介護施設において必要となる居 間の管理指導費を行う場合 +15/100単位	注 特別な重荷の居間が行われている認定 介護施設又は特定生活介護施設等認定 介護施設において必要となる居 間の管理指導費を行う場合 +15/100単位	
		(二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)			
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)				
	(一) 第一種施設住者1人に対して行う 場合 (1.1)単位)				
12) 居間の居間 (月1回有償)	(一) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)				
	(二) 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)			
ニ 居間家賃 を行う場合 (月1回有償)	11) 当該認定居間を管理 する居間が居間 家賃を行う場合	(一) 第一種施設住者1人に対して行う 場合 (1.1)単位)			
		(二) 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)			
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)				
	(一) 第一種施設住者1人に対して行う 場合 (1.1)単位)				
12) 当該認定居間を管理 する居間が居間 家賃を行う場合	(二) 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 (1.1)単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)				
		(一) 第一種施設住者1人に対して行う 場合 (1.1)単位)	+15/100	+10/100	+5/100
ホ 個別認定居 間を行う場合 (月1回有償)		11) 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 (1.1)単位)			
		12) 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 (1.1)単位)			
		13) (一)及び(二)以外の場合 (1.1)単位)			

ハ) (一)～(三)について、本人未就労の専業主婦、中心職居間者等が居間を運営する場合は、居間費が半額負担となります。  
 ニ) (一)～(三)について、居間が認定居間者として居間を行う場合は、居間費が半額負担となります。居間が認定居間者として居間を行う場合は、居間費が半額負担となります。  
 ホ) (一)～(三)について、居間が認定居間者として居間を行う場合は、居間費が半額負担となります。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
基本部分			利用者の数が利用定員を超える場合又は多い場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-17/100	-17/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算			(1回につき 600単位)								
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算( ) (1月につき 150単位を加算)										
	(2) 口腔機能向上加算( ) (1月につき 160単位を加算)										
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)								
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)								
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	要支援1	(1月につき 88単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算( )	要支援1	(1月につき 72単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算( )	要支援1	(1月につき 24単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)								
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×86/1000)									
	(2) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×83/1000)									
	(3) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×66/1000)									
	(4) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位×53/1000)									
	(一) 介護職員等処遇改善加算( ) (1)	(1月につき + 所定単位×76/1000)									
		(二) 介護職員等処遇改善加算( ) (2)	(1月につき + 所定単位×73/1000)								
	(三) 介護職員等処遇改善加算( ) (3)	(1月につき + 所定単位×73/1000)									
		(四) 介護職員等処遇改善加算( ) (4)	(1月につき + 所定単位×70/1000)								
	(五) 介護職員等処遇改善加算( ) (5)	(1月につき + 所定単位×63/1000)									
		(六) 介護職員等処遇改善加算( ) (6)	(1月につき + 所定単位×60/1000)								
	(七) 介護職員等処遇改善加算( ) (7)	(1月につき + 所定単位×58/1000)									
		(八) 介護職員等処遇改善加算( ) (8)	(1月につき + 所定単位×56/1000)								
	(九) 介護職員等処遇改善加算( ) (9)	(1月につき + 所定単位×55/1000)									
		(十) 介護職員等処遇改善加算( ) (10)	(1月につき + 所定単位×48/1000)								
(十一) 介護職員等処遇改善加算( ) (11)	(1月につき + 所定単位×43/1000)										
	(十二) 介護職員等処遇改善加算( ) (12)	(1月につき + 所定単位×45/1000)									
(十三) 介護職員等処遇改善加算( ) (13)	(1月につき + 所定単位×38/1000)										
	(十四) 介護職員等処遇改善加算( ) (14)	(1月につき + 所定単位×28/1000)									
注			所定単位は、イからまでにより算出した単位数の合計								
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。											
介護職員等処遇改善加算( )については、令和7年3月31日まで算定可能。											

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 ( 479 単位)	442 単位	連続3日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合	夜間を行う場合は介護料を減額しない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超えない場合	介護・看護職員の数が標準に満たない場合	病院のユニット・ケアユニット等に配置してはならない場合	身体拘束禁止未実施	高齢者虐待防止措置未実施	業務継続計画未策定	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置	生活機能向上連携加算 ( )	生活機能向上連携加算 ( )	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理存在緊急対応加算	老年性認知症利用者受入加算	利用者に對して対応を行う場合
		要支援2 ( 596 単位)	548 単位																		
	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <多床室>	要支援1 ( 479 単位)	442 単位																		
	要支援2 ( 596 単位)	548 単位																			
2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 ( 451 単位)	442 単位																		
	要支援2 ( 561 単位)	548 単位																			
ロ ユニーク型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型ユニーク型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニーク型介護予防短期入所生活介護費 <ユニーク型個室>	要支援1 ( 561 単位)	503 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13 単位	1月につき +13 単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+9 単位	1日につき +12 単位	1日につき +5.6 単位	1日につき +22 単位 (7日間を限度)	1日につき +12 単位	1日につき +18 単位	
		(二) 経過的単独型ユニーク型介護予防短期入所生活介護費 <ユニーク型個室の多床室>	要支援1 ( 561 単位)	503 単位																	
	(一) 併設型ユニーク型介護予防短期入所生活介護費 <ユニーク型個室>	要支援1 ( 529 単位)	503 単位																		
	要支援2 ( 656 単位)	623 単位																			
2) 経過的併設型ユニーク型介護予防短期入所生活介護費 <ユニーク型個室の多床室>	要支援1 ( 529 単位)	503 単位																			
	要支援2 ( 656 単位)	623 単位																			

ハ 口腔連携強化加算	(1日につき +5.9 単位 (1月に1回を限度))
ニ 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4 単位を加算)
ヘ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 10.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 10 単位を加算)
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 2.2 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 1.8 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6 単位を加算)

イ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算 (1)	1月につき + 所定単位数 × 1.07 (100%)	※ 所定単位数は、(お住まいの地域) 単位数の合計
	2) 介護職員処遇改善加算 (2)	1月につき + 所定単位数 × 1.11 (105%)	
	3) 介護職員処遇改善加算 (3)	1月につき + 所定単位数 × 1.14 (109%)	
	4) 介護職員処遇改善加算 (4)	1月につき + 所定単位数 × 1.17 (112%)	
	5) 介護職員処遇改善加算 (5)	1月につき + 所定単位数 × 1.20 (115%)	
	6) 介護職員処遇改善加算 (6)	1月につき + 所定単位数 × 1.23 (118%)	
	7) 介護職員処遇改善加算 (7)	1月につき + 所定単位数 × 1.26 (121%)	
	8) 介護職員処遇改善加算 (8)	1月につき + 所定単位数 × 1.29 (124%)	
	9) 介護職員処遇改善加算 (9)	1月につき + 所定単位数 × 1.32 (127%)	
	10) 介護職員処遇改善加算 (10)	1月につき + 所定単位数 × 1.35 (130%)	
	11) 介護職員処遇改善加算 (11)	1月につき + 所定単位数 × 1.38 (133%)	
	12) 介護職員処遇改善加算 (12)	1月につき + 所定単位数 × 1.41 (136%)	
ロ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算 (1)	1月につき + 所定単位数 × 1.07 (100%)	※ 所定単位数は、(お住まいの地域) 単位数の合計
	2) 介護職員処遇改善加算 (2)	1月につき + 所定単位数 × 1.11 (105%)	
	3) 介護職員処遇改善加算 (3)	1月につき + 所定単位数 × 1.14 (109%)	
	4) 介護職員処遇改善加算 (4)	1月につき + 所定単位数 × 1.17 (112%)	
	5) 介護職員処遇改善加算 (5)	1月につき + 所定単位数 × 1.20 (115%)	
	6) 介護職員処遇改善加算 (6)	1月につき + 所定単位数 × 1.23 (118%)	
	7) 介護職員処遇改善加算 (7)	1月につき + 所定単位数 × 1.26 (121%)	
	8) 介護職員処遇改善加算 (8)	1月につき + 所定単位数 × 1.29 (124%)	
	9) 介護職員処遇改善加算 (9)	1月につき + 所定単位数 × 1.32 (127%)	
	10) 介護職員処遇改善加算 (10)	1月につき + 所定単位数 × 1.35 (130%)	
	11) 介護職員処遇改善加算 (11)	1月につき + 所定単位数 × 1.38 (133%)	
	12) 介護職員処遇改善加算 (12)	1月につき + 所定単位数 × 1.41 (136%)	

サービス提供体制強化加算、および介護職員処遇改善加算は、支給限度計算の対象外の算定項目

身体拘束禁止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。  
業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
介護職員処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				原則として1施設 の勤務体系等 を異なる場合	有期契約及び 入所の割合を 計数する等 異なる場合	医師、看護師 、介護職員 、理学療法士、作 業療法士又は 保健師等の専 任者による 11名以上の 11名	高齢のユニ バーサル デザイン に配慮して いること にあり、かつ 必要に応じて 災害対策も 行うこと	身体障害者 の割合を 決定する こと	高齢者虐待 防止法 に基づく 措置等 未実施 減額	高齢者虐待 防止法 に基づく 措置等 未実施 減額	高齢者虐待 防止法 に基づく 措置等 未実施 減額	高齢者虐待 防止法 に基づく 措置等 未実施 減額	高齢者虐待 防止法 に基づく 措置等 未実施 減額	高齢者虐待 防止法 に基づく 措置等 未実施 減額	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 ( 579 単位) 要支援2 ( 726 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 632 単位) 要支援2 ( 778 単位)												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>〔基本型〕	要支援1 ( 613 単位) 要支援2 ( 774 単位)												
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 672 単位) 要支援2 ( 834 単位)												
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 583 単位) 要支援2 ( 730 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 785 単位)												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 583 単位) 要支援2 ( 730 単位)												
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護コントロール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 785 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 785 単位)												
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 568 単位) 要支援2 ( 711 単位)												
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室>	要支援1 ( 601 単位) 要支援2 ( 758 単位)												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <多床室>	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>〔基本型〕	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔基本型〕	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)												
		e 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護コントロール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>	要支援1 ( 611 単位) 要支援2 ( 770 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 611 単位) 要支援2 ( 770 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)												
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>〔基本型〕	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)	x97/100	x70/100	x70/100									
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔基本型〕	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔基本型〕	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)												
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護コントロール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 ( 653 単位) 要支援2 ( 817 単位)												
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室>	要支援1 ( 611 単位) 要支援2 ( 770 単位)												
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 611 単位) 要支援2 ( 770 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)												
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												
		e ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 624 単位) 要支援2 ( 789 単位)												
		f 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 <ユニット個室の多床室>	要支援1 ( 680 単位) 要支援2 ( 846 単位)												

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算) (二) 療養体制維持特別加算 (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合ケア加算	(利用中に10日を超えて、1日につき27.5単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算	(1日につき + 5.0単位(1月に1回を限度))
(5) 療養食加算	(1日につき + 8単位を加算(1日に2回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時治療費	【療養室設備以外の場合】 (1月)に3日を限度に、1日につき5.18単位を算定。 【療養室設備内の場合】 (1月)に3日を限度に、1日につき5.18単位を算定。 (二) 特定治療
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 1.68単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 1.6単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.1単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (1日につき 4.6単位を加算)

注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算
注 介護職員等処遇改善加算	二〇二〇年介護職員等処遇改善加算 二〇二一年介護職員等処遇改善加算 二〇二二年介護職員等処遇改善加算 二〇二三年介護職員等処遇改善加算 二〇二四年介護職員等処遇改善加算 二〇二五年介護職員等処遇改善加算

※ 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体障害者未定額減額については令和7年(4月)1日から適用する。  
業務継続計画未定額減額については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
介護職員等処遇改善加算については、令和7年(3月)31日まで算定可能。



八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合											
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位) 要支援2 ( 666 単位)	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位											
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 559 単位) 要支援2 ( 693 単位)																					
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 549 単位) 要支援2 ( 684 単位)																					
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 589 単位) 要支援2 ( 747 単位)																					
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 623 単位) 要支援2 ( 780 単位)																					
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 612 単位) 要支援2 ( 769 単位)																					
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) 看護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 471 単位) 要支援2 ( 588 単位)																					
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 537 単位) 要支援2 ( 678 単位)																					
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)											×97/100										
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)																					
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)																					
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)																					
		(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)																					
		(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)																					
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))																								
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																								
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算)																							
	(二) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)																							
(6) 特定診療費																								
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 100単位を加算)																							
	(二) 生産性向上推進体制加算 ( ) (1月につき 10単位を加算)																							
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算)																							
	(二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算)																							
	(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)																							
(3) 介護職員等処遇改善加算	一) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位×51/1,000)			注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計																				
	二) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位×47/1,000)																							
	三) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位×35/1,000)																							
	四) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位×28/1,000)																							
	1) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (1) (1月につき + 所定単位×46/1,000)																							
	2) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (2) (1月につき + 所定単位×44/1,000)																							
	3) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (3) (1月につき + 所定単位×42/1,000)																							
	4) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (4) (1月につき + 所定単位×40/1,000)																							
	5) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (5) (1月につき + 所定単位×38/1,000)																							
	6) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (6) (1月につき + 所定単位×35/1,000)																							
	7) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (7) (1月につき + 所定単位×35/1,000)																							
	8) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (8) (1月につき + 所定単位×31/1,000)																							
	9) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (9) (1月につき + 所定単位×31/1,000)																							
	10) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (10) (1月につき + 所定単位×30/1,000)																							
	11) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (11) (1月につき + 所定単位×24/1,000)																							
	12) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (12) (1月につき + 所定単位×26/1,000)																							
	13) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (13) (1月につき + 所定単位×20/1,000)																							
	14) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (14) (1月につき + 所定単位×15/1,000)																							
	15) 介護職員等処遇改善加算 ( ) (15) (1月につき + 所定単位×15/1,000)																							
	注 特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																							
	身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。																							
	業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。																							
	介護職員等処遇改善加算 ( ) については、令和7年3月31日まで算定可能。																							



8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	単位数	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
		介護予防施設の入居者生活介護費	介護職員の高齢者介護に当たっての費用	身体障害者止未定減額	高齢者虐待防止措置未定減額	高齢者虐待防止措置未定減額	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183単位) 要支援2 (313単位)	77/100													
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)		77/100													

介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183単位) 要支援2 (313単位)	77/100													
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)		77/100													

介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183単位) 要支援2 (313単位)	77/100													
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)		77/100													

介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき) 要支援1 (183単位) 要支援2 (313単位)  
 身体障害者止未定減額については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未定減額については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年(月)1日までの期間適用しない。  
 介護職員の高齢者介護に当たっての費用については、令和7年(月)1日までは適用しない。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	単位数	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
		介護予防施設の入居者生活介護費	介護職員の高齢者介護に当たっての費用	身体障害者止未定減額	高齢者虐待防止措置未定減額	高齢者虐待防止措置未定減額	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費	生活介護向上費
介護予防福祉用具貸与費 (1日につき)	要支援1 (183単位) 要支援2 (313単位)	77/100													

介護予防福祉用具貸与費 (1日につき) 要支援1 (183単位) 要支援2 (313単位)  
 身体障害者止未定減額については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未定減額については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年(月)1日までの期間適用しない。  
 介護職員の高齢者介護に当たっての費用については、令和7年(月)1日までは適用しない。



指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費( ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100			
	(2)介護予防支援費( ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)				+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

### 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護援助にサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止指導実施加算	虐待防止指導実施加算	場所サービス利用者の割合(1日につき)	特別地域定住者へのサービス提供加算	特別地域定住者へのサービス提供加算	中山間地域等におけるサービス提供加算	中山間地域等におけるサービス提供加算	緊急時訪問介護看護加算	緊急時訪問介護看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,446 単位)	× 38 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100									
		要介護2 ( 9,720 単位)												- 62 単位
		要介護3 ( 16,140 単位)												- 111 単位
		要介護4 ( 20,417 単位)												- 134 単位
		要介護5 ( 24,692 単位)												- 233 単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 7,946 単位)												- 81 単位
		要介護2 ( 12,413 単位)												- 141 単位
		要介護3 ( 18,948 単位)												- 216 単位
		要介護4 ( 23,359 単位)												- 266 単位
		要介護5 ( 28,298 単位)												- 322 単位
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費( ) (1月につき)	要介護1 ( 5,446 単位)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費( )	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 889 単位)													
	定期巡回サービス費 (1回につき 372 単位)													
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 567 単位)													
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 764 単位)													
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +36 単位)														
ホ 巡回時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定) (1回につき +686 単位)														
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算( ) (1月につき 1,200 単位を加算)													
	(2) 総合マネジメント体制強化加算( ) (1月につき 800 単位を加算)													
ニ 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算( ) (1月につき +100 単位)													
	(2) 生活機能向上連携加算( ) (1月につき +200 単位)													
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算( ) (1月につき +90 単位)												
		(二) 認知症専門ケア加算( ) (1月につき +120 単位)												
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき +3 単位)												
		(二) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき +4 単位)												
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +50 単位(1月に1回を限度))														
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +750 単位)												
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +640 単位)												
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +350 単位)												
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +22 単位)												
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +18 単位)												
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6 単位)												
特別地域定住者へのサービス提供加算 中山間地域等に在住する者へのサービス提供加算 緊急時訪問看護加算 特別管理加算 ターミナルケア加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 生活機能向上連携加算 認知症専門ケア加算 口腔連携強化加算 サービス提供体制強化加算 初期加算 巡回時共同指導加算		特別地域定住者へのサービス提供加算、中山間地域等に在住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、認知症専門ケア加算、口腔連携強化加算、サービス提供体制強化加算、巡回時共同指導加算については、支給決定年度の対応者の算定項目。事業所同一建物内利用者または1人以上の同一建物利用者へのサービス提供も適用する場合、支給決定年度の算定に際し、当該算定の単位数を本人。												
事業所別未定算については令和4年4月1日より適用する。 介護職員等処遇改善加算については、令和4年4月1日より適用する。														

【解説】単位数算定記号の説明  
 〇 算定対象  
 △ 算定対象(条件あり)  
 × 算定対象外  
 / 算定対象(条件あり)  
 ※ 算定対象(条件あり)  
 ※※ 算定対象(条件あり)  
 ※※※ 算定対象(条件あり)  
 ※※※※ 算定対象(条件あり)

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報対 応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費( )	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費( ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算( )						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 120単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算( )						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 18単位)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算( )						
		(三)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき + 6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 42単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算( )						
		(三)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき + 42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)							
	(一)介護職員等処遇改善加算( ) (1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)							
	(二)介護職員等処遇改善加算( ) (2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)							
	(三)介護職員等処遇改善加算( ) (3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)							
	(四)介護職員等処遇改善加算( ) (4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)							
	(五)介護職員等処遇改善加算( ) (5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)							
	(六)介護職員等処遇改善加算( ) (6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(七)介護職員等処遇改善加算( ) (7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(八)介護職員等処遇改善加算( ) (8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)							
	(九)介護職員等処遇改善加算( ) (9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)							
	(十)介護職員等処遇改善加算( ) (10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)							
(十一)介護職員等処遇改善加算( ) (11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)								
(十二)介護職員等処遇改善加算( ) (12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)								
(十三)介護職員等処遇改善加算( ) (13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)								
(十四)介護職員等処遇改善加算( ) (14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)								

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算( )については、令和7年3月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者数が登録員を超えない場合	依頼者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域・小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要介護2 ( 15,370 単位)										
		要介護3 ( 22,359 単位)										
		要介護4 ( 24,677 単位)										
		要介護5 ( 27,209 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,423 単位)										
		要介護2 ( 13,849 単位)										
		要介護3 ( 20,144 単位)										
		要介護4 ( 22,233 単位)										
		要介護5 ( 24,516 単位)										
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 572 単位)											
	要介護2 ( 640 単位)											
	要介護3 ( 709 単位)											
	要介護4 ( 777 単位)											
	要介護5 ( 843 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ( )	(1月につき 920単位を加算)										
	(2) 認知症加算 ( )	(1月につき 890単位を加算)										
	(3) 認知症加算 ( )	(1月につき 760単位を加算)										
	(4) 認知症加算 ( )	(1月につき 460単位を加算)										
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
観護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 観護職員配置加算 ( )	(1月につき 900単位を加算)										
	(2) 観護職員配置加算 ( )	(1月につき 700単位を加算)										
	(3) 観護職員配置加算 ( )	(1月につき 480単位を加算)										
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ( )	(1月につき 1,200単位を加算)										
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ( )	(1月につき 800単位を加算)										
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ( )	(1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 ( )	(1月につき +200単位)										
サ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))									
ワ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ( )	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算 ( )	(1月につき 10単位を加算)										
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき 75単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき 64単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1月につき 320単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 12単位を加算)										
サ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位数×121/1000)									
		介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(6)	(1月につき +所定単位数×121/1000)									
		介護職員処遇改善加算(7)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(8)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(9)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(10)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(11)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(12)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(13)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(14)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									
		介護職員処遇改善加算(15)	(1月につき +所定単位数×143/1000)									

特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、  
 及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超過する場合は算入しない	介護従事者の数が介護従事者の数に満たない場合は算入しない	身体拘束薬の使用が未実施の場合	高齢者虐待防止措置未実施の場合	業務継続計画未実施の場合	ユニットで実施を行う職員の数に満たない場合は算入しない	夜間支援体制加算(イ)	夜間支援体制加算(ロ)	認知症対応型急性対応加算	若年性認知症対応加算	
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	785 単位											
		要介護2	801 単位											
		要介護3	824 単位											
		要介護4	841 単位											
		要介護5	859 単位											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	753 単位											
		要介護2	768 単位											
		要介護3	812 単位											
		要介護4	828 単位											
		要介護5	845 単位											

注 入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看護介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談 診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 104単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)

ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(イ)	(1日につき 57単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(ニ)	(1日につき 8単位を加算)

ヘ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ト 施設時間短縮加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を算定、利用者1人につき1回を限度)

チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(イ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(ロ)	(1日につき 4単位を加算)

リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(イ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(ロ)	(1月につき 120単位を加算)

ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(ロ)	(1月につき 200単位を加算)

ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

エ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ウ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を算定(1月に1回を限度))

カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

コ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(イ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(ロ)	(1月につき 5単位を加算)

ク 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

シ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(ロ)	(1月につき 10単位を加算)

ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)

注 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(イ)	(1日につき 所定単位数×112/100%)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(ロ)	(1日につき 所定単位数×117/100%)
	(3) 介護職員等処遇改善加算(ハ)	(1日につき 所定単位数×122/100%)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(ニ)	(1日につき 所定単位数×127/100%)
	(5) 介護職員等処遇改善加算(ホ)	(1日につき 所定単位数×132/100%)
	(6) 介護職員等処遇改善加算(ヘ)	(1日につき 所定単位数×137/100%)
	(7) 介護職員等処遇改善加算(ト)	(1日につき 所定単位数×142/100%)
	(8) 介護職員等処遇改善加算(チ)	(1日につき 所定単位数×147/100%)
	(9) 介護職員等処遇改善加算(リ)	(1日につき 所定単位数×152/100%)
	(10) 介護職員等処遇改善加算(ス)	(1日につき 所定単位数×157/100%)
	(11) 介護職員等処遇改善加算(ル)	(1日につき 所定単位数×162/100%)
	(12) 介護職員等処遇改善加算(エ)	(1日につき 所定単位数×167/100%)
	(13) 介護職員等処遇改善加算(ウ)	(1日につき 所定単位数×172/100%)
	(14) 介護職員等処遇改善加算(カ)	(1日につき 所定単位数×177/100%)
	(15) 介護職員等処遇改善加算(ク)	(1日につき 所定単位数×182/100%)
	(16) 介護職員等処遇改善加算(コ)	(1日につき 所定単位数×187/100%)
	(17) 介護職員等処遇改善加算(ケ)	(1日につき 所定単位数×192/100%)
	(18) 介護職員等処遇改善加算(ク)	(1日につき 所定単位数×197/100%)
	(19) 介護職員等処遇改善加算(ケ)	(1日につき 所定単位数×202/100%)
	(20) 介護職員等処遇改善加算(コ)	(1日につき 所定単位数×207/100%)

注 介護職員等処遇改善加算(イ)は、令和7年3月1日までの期間適用しない

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 身体拘束薬未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。  
 介護職員等処遇改善加算(イ)については、令和7年3月1日をもって廃止される。



6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	注				注		注		注		注		注		注		注		
	介護1 (546単位)	介護2 (614単位)	介護3 (685単位)	介護4 (750単位)	介護5 (820単位)	身体介護以外の 介護1相当 の介護	身体介護以外の 介護2相当 の介護	身体介護以外の 介護3相当 の介護	身体介護以外の 介護4相当 の介護	身体介護以外の 介護5相当 の介護	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 12月に超過する 場合は、12月につき 100単位	1日につき +20単位	1月につき +20単位	1日につき +11単位	1月につき +11単位	1日につき +10単位	1月につき +10単位
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)																			
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)																			
ア 認知症療養施設加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を超過)																		
イ 療養介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 療養介護加算(1) : 1) 死亡日前前日(死亡後45日以下) (1日につき 72単位を超過) 2) 死亡日前前日(死亡後30日以下) (1日につき 44単位を超過) 3) 死亡日前前日(死亡後15日) (1日につき 68単位を超過) 4) 死亡日 (1日につき 280単位を超過)																		
	(2) 療養介護加算(2) : 1) 死亡日前前日(死亡後45日以下) (1日につき 57単位を超過) 2) 死亡日前前日(死亡後30日以下) (1日につき 34単位を超過) 3) 死亡日前前日(死亡後15日) (1日につき 41単位を超過) 4) 死亡日 (1日につき 178単位を超過)																		
ロ 認知症療養施設加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 単位																		
ハ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1) : (1日につき 3単位を超過) (2) 認知症専門ケア加算(2) : (1日につき 4単位を超過)																		
ニ 科学的介護推進施設加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 単位を超過																		
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	1) 高齢者施設等感染対策向上加算(1) : (1日につき 1単位を超過) 2) 高齢者施設等感染対策向上加算(2) : (1日につき 5単位を超過)																		
ヘ 高齢者施設等感染対策加算	(1) 同一施設、施設等(1日につき) 211単位を超過																		
コ 生活向上支援施設加算	1) 生活向上支援施設加算(1) : (1日につき 13単位を超過) 2) 生活向上支援施設加算(2) : (1日につき 18単位を超過)																		
ケ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(1) : (1日につき 2単位を超過) 2) サービス提供体制強化加算(2) : (1日につき 18単位を超過) 3) サービス提供体制強化加算(3) : (1日につき 6単位を超過)																		
カ 介護職員処遇改善加算(イを算定する場合のみ算定)	1) 介護職員処遇改善加算(1) : (1日につき 11単位を超過) 2) 介護職員処遇改善加算(2) : (1日につき 11単位を超過) 3) 介護職員処遇改善加算(3) : (1日につき 11単位を超過) 4) 介護職員処遇改善加算(4) : (1日につき 11単位を超過) 5) 介護職員処遇改善加算(5) : (1日につき 11単位を超過) 6) 介護職員処遇改善加算(6) : (1日につき 11単位を超過) 7) 介護職員処遇改善加算(7) : (1日につき 11単位を超過) 8) 介護職員処遇改善加算(8) : (1日につき 11単位を超過) 9) 介護職員処遇改善加算(9) : (1日につき 11単位を超過) 10) 介護職員処遇改善加算(10) : (1日につき 11単位を超過) 11) 介護職員処遇改善加算(11) : (1日につき 11単位を超過) 12) 介護職員処遇改善加算(12) : (1日につき 11単位を超過) 13) 介護職員処遇改善加算(13) : (1日につき 11単位を超過) 14) 介護職員処遇改善加算(14) : (1日につき 11単位を超過) 15) 介護職員処遇改善加算(15) : (1日につき 11単位を超過) 16) 介護職員処遇改善加算(16) : (1日につき 11単位を超過) 17) 介護職員処遇改善加算(17) : (1日につき 11単位を超過) 18) 介護職員処遇改善加算(18) : (1日につき 11単位を超過) 19) 介護職員処遇改善加算(19) : (1日につき 11単位を超過) 20) 介護職員処遇改善加算(20) : (1日につき 11単位を超過)																		

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分別介護費標準額に依り、身体介護以外の介護加算については、イを算定する場合に、令和7年(2025年)1月1日分以降は、業務継続計画策定済みの施設及び人権の確保と心のケアに関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年(2025年)1月1日までの期間適用しない。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業区分		1 地域密着型介護老人福祉施設 (人員生活介護)			2 地域密着型介護老人福祉施設 (身体介護)			3 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			4 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			5 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			6 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			7 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			8 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			9 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)			10 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)		
A 地域密着型介護老人福祉施設 (人員生活介護)	1-1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	1-2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	1-3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	1-4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
B 地域密着型介護老人福祉施設 (身体介護)	2-1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	2-2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	2-3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	2-4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
C 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)	3-1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	3-2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	3-3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
	3-4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
D 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)	4-1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	4-2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	4-3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	4-4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
E 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)	5-1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	5-2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	5-3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	5-4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
F 地域密着型介護老人福祉施設 (認知症対応型)	6-1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	6-2	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	6-3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	6-4	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			

業務終了後未定実数については、感染症予防及び人員配置の観点及び事務実定に関する業務計画の策定を行うに当たっては、令和2年1月1日までの期間適用し、令和3年1月1日までの期間適用しない。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合又は	促進者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等による遺体保護の必要性がわかる場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に危険な状態に陥る可能性がある場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1( 12,247 単位) 要介護2( 17,415 単位) 要介護3( 24,481 単位) 要介護4( 27,766 単位) 要介護5( 31,059 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,850 単位 -1,850 単位 -2,814 単位 -2,814 単位 -925 単位 -925 単位 -925 単位 -1,850 単位 -1,850 単位 -2,814 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,850 単位 -1,850 単位 -2,814 単位 -2,814 単位 -925 単位 -925 単位 -925 単位 -1,850 単位 -1,850 単位 -2,814 単位	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,850 単位 -1,850 単位 -2,814 単位 -2,814 単位 -925 単位 -925 単位 -925 単位 -1,850 単位 -1,850 単位 -2,814 単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1( 11,214 単位) 要介護2( 15,691 単位) 要介護3( 22,057 単位) 要介護4( 26,017 単位) 要介護5( 571 単位)													
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1( 638 単位) 要介護2( 706 単位) 要介護3( 773 単位) 要介護4( 839 単位)													
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30 単位を加算)														
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算( ) (1月につき 920 単位を加算)														
	(2) 認知症加算( ) (1月につき 810 単位を加算)														
	(3) 認知症加算( ) (1月につき 760 単位を加算)														
	(4) 認知症加算( ) (1月につき 440 単位を加算)														
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 20 単位を加算(7日間を限度))														
ヘ 急性期認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 80 単位を加算)														
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50 単位を加算)														
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20 単位を加算(1月に2回を限度))														
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 20 単位を加算(6月に1回を限度))														
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))														
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算( ) (1回につき 10 単位(月2回を限度))														
	(2) 口腔機能向上加算( ) (1回につき 160 単位(月2回を限度))														
ル 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 50 単位を加算)														
レ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 74 単位を加算)														
フ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算( ) (1月につき 5,000 単位を加算)														
	(2) 特別管理加算( ) (1月につき 2,500 単位を加算)														
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 250 単位を加算)														
キ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 250 単位を加算)														
ク 遠隔地診察補助加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 150 単位を加算)														
シ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( ) (1月につき 2,500 単位を加算)														
	(2) 看護体制強化加算( ) (1月につき 2,500 単位を加算)														
ジ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( ) (1月につき 500 単位を加算)														
	(2) 訪問体制強化加算( ) (1月につき 500 単位を加算)														
グ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算( ) (1月につき 2,000 単位を加算)														
	(2) 総合マネジメント体制強化加算( ) (1月につき 800 単位を加算)														
ク 総合マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算( ) (1月につき 3 単位を加算)														
	(2) 看護マネジメント加算( ) (1月につき 13 単位を加算)														
チ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算( ) (1月につき 10 単位を加算)														
	(2) 排せつ支援加算( ) (1月につき 15 単位を加算)														
	(3) 排せつ支援加算( ) (1月につき 20 単位を加算)														
ク 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40 単位を加算)														
ム 生産性向上推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算( ) (1月につき 100 単位を加算)														
	(2) 生産性向上推進体制加算( ) (1月につき 10 単位を加算)														
ク サービス提供体制強化加算	(1) (イ)を算定し、かつ(二)を算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 7.0 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 5.0 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 3.0 単位を加算)													
	(2) (ロ)を算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 2.0 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 1.0 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 0.2 単位を加算)													
ホ 介護職員処遇改善加算	(イ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ロ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ハ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ニ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ヒ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ヘ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ト) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(チ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(リ) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														
	(ル) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 1,120 単位を加算)														

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入、身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する、業務継続計画未策定減算については、緊急時の発生及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない、介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで適用可能。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者が登録定員を超える場合又は、	従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)								
	要支援2 ( 6,972 単位)									
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	要支援2 ( 6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 424 単位)								
		要支援2 ( 531 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算								
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算( ) (1月につき 1,200単位を加算)								
		(2) 総合マネジメント体制強化加算( ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +100単位)								
	(2)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算( )	(1月につき 100単位を加算)								
	(2)生産性向上推進体制加算( )	(1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 30単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 11単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 12単位を加算)								

注：特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 介護職員処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務時間 を超過しない 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合	介護従業者の 員数が標準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2以上 とする場合	夜間支援体制 加算( )	夜間支援体制 加算( )	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 761 単位)				-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 749 単位)									1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-3/100		1日につき +50単位		1日につき +200単位 (1日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 777 単位)				-1/100			1日につき -50単位	1日につき +25単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 2単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算( )	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算( )	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算( )	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算( )	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)												
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)												
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(5月に1回を限度))												
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)												
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算( )	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算( )	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)												
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算( )	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算( )	(1月につき 18単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)											
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位数×186/1000)	注 所定単位数は、イからラまでに算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数×163/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数×156/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数×148/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位数×133/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位数×128/1000)											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位数×132/1000)											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位数×112/1000)											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位数×97/1000)											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数×102/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数×66/1000)											

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 介護職員等処遇改善加算(一)から(十四)は、令和7年3月31日まで算定可。